

土地と家屋に対する固定資産税の基本となる評価額は、固定資産の持つ適正な時価を求めため、3年ごとに見直すこととされています。

これを「評価替え」といい、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づき、町長が固定資産の価格を決定します。

平成27年度はその基準年度になり、賦課期日(平成27年1月1日)現在において、課税客体となる土地および家屋についての評価額の算定(評価替え)が行われます。

なお平成28年度及び平成29年度は原則として、新たな評価を行わず据え置きとなりますが、土地については、町内での価格が全般的に下落したときは、価格を修正することとなります。

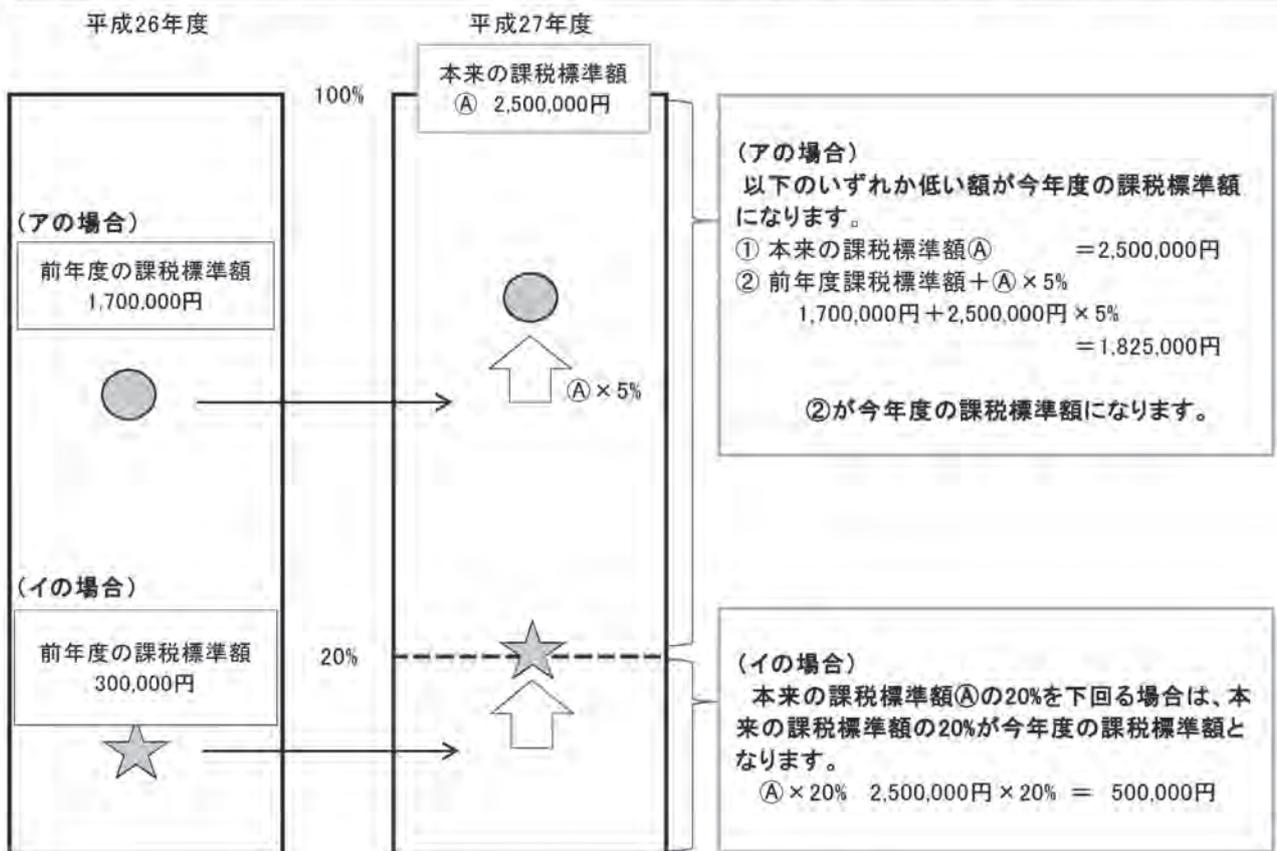
また住宅用地における土地の負担調整措置(税額算出時に用いる課税標準額を緩やかに是正する仕組み)については、引き続き負担水準の均衡化・適正化を図るため、平成29年度まで継続されます。

負担調整措置のイメージについては、以下のとおりです。

問 税務課 ☎ 72-6932

### 負担調整措置のイメージ

今年度の本来の課税標準額(A)を100%とした場合に、100%に達するまで(A)の5%分ずつ税負担が上昇します。



(Aの場合)

課税標準額	×	税率	=	税額
平成26年度 1,700,000円	×	1.4%	=	23,800円
平成27年度 1,825,000円	×	1.4%	=	25,550円 (1,750円の増)

(Iの場合)

課税標準額	×	税率	=	税額
平成26年度 300,000円	×	1.4%	=	4,200円
平成27年度 500,000円	×	1.4%	=	7,000円 (2,800円の増)